

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
2021 年 6 月 18 日	
愛 知 県 知 事 殿	
98	提出者
	住 所 愛知県豊明市杣掛町田楽ケ窪 1 番地
	氏 名 学校法人藤田学園 理事長 星長清隆 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
	電話番号 0562-93-2800
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条の 2 第 10 項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名 称	藤田医科大学病院
事業場の所在 地	愛知県豊明市杣掛町田楽ケ窪 1 番地 98
計画期 間	2021 年 4 月 1 日～ 2022 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種 類	83 医療業
②事業の規 模	1,435 床
③従業員 数	3,093 人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	医療行為後に感染性廃棄物発生 ＜鋭利な感染性廃棄物（専用のプラスチック容器回収）、非鋭利な感染性廃棄物（専用ダンボール回収）＞→ 院内の全ての感染性廃棄物は、ダンボール及び専用プラスチック容器にて回収し、そのまま中間処分業者へ委託して焼却後、埋立処分とする。

（日本工業規格 A列4番）

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 廃棄物総括責任者：医療廃棄物処理委員会委員長（特別管理産業廃棄物管理責任者） ↓ 医療廃棄物処理委員会（医療廃棄物の適正な処理等に関する事項を審議） ↓ —— 実施責任者（総務室総務課長） — 実施担当者（総務室総務課）			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度（2020年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排出量	1014.95 t	t
	(これまでに実施した取組)		
	○ 廃棄物排出量（ディスポーザブル製品の使用）を導入する場合は、検討を行い、むやみに廃棄物量を増加させない努力を行っている。 ○ ディスポーザブルの適正な在庫管理を行い、滅菌保証期日切れを出さないことで、廃棄物排出量を増加させない。 ○ 新採用者への教育の一つとして、廃棄物の分別方法を徹底することで排出量を増加させない。 ○ 廃棄物の排出容器用に部署名を記入させ、分別の適正化と抑制を図る。 ○ 分別ができていない場合は、随時指導及び全部署に注意喚起を実施する。		
2 計画	【目標】5%削減		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	排出量	965 t	t
	(今後実施する予定の取組)		
現状を維持する。			
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
1 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 医療行為から発生する感染性廃棄物は、鋭利なものと非鋭利なものがあり、感染性廃棄物の中にそれ以外の産業廃棄物（廃プラスチック、金属くず、ガラスくず）、一般廃棄物を混合させないよう分別を行う。		

		感染または感染のおそれがあるものについては、バイオハザードマークのついた段ボールにより他の廃棄物と分別し、鋭利なものについては専用のプラスチック容器を使用し、分別を行う。 分別ができていない場合は、随時指導及び全部署に注意喚起を実施している。
	② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 具体的な機材等を明分化した分別表を作成し、周知徹底する。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（ 2020 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 取り組みはなし。		
2 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 取り組みはなし。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（ 2020 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t

		(これまでに実施した取組) 取り組みはなし		
2	計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
		(今後実施する予定の取組) 中間処理の実施予定なし。		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
1 現状	【前年度（ 2020 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら埋立処 分を行 った 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
2 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
	自ら埋立処 分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施する予定なし。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			

1	現 状	【前年度（2020年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
		全処理委託量	1014.95 t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	1014.95 t	t
		再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量	0 t	t
		（これまでに実施した取組） 医療行為から発生する感染性廃棄物とそれ以外の産業廃棄物との分別を強化し、最終処分量の削減に取り組んでいる。 委託した廃棄物の処分状況について、契約書にそって適正に処理されていることを確認、記録するとともに、当該記録を5年間保存している。また、環境に配慮した優良認定を受けた処理業者であることを確認している。		

（第5面）

2	計 画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	—
		全処理委託量	965 t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	965 t	t
		再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
		認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託量	0 t	t

		(今後実施する予定の取組) 5 %削減を目標とする。 委託先を選定する場合は、契約前に現地確認および処分業者の許可証や処理能力の確認を確実に行之、収集運搬業者、処分業者それぞれ書面で委託契約を行う。また、環境に配慮した処理業者を選定する。 院内で分別の周知をしたうえで、各部門からの排出量の調査を実施する。多く排出している部署について現場ラウンドを実施し、増えている要因を調査する。調査の結果をもとに、改善策を検討し実行する。定期的に排出量を確認し、削減ができているか評価する。
	【前年度（2020年度）実績】	
電子情報処理組織の使用に関する事項	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェル廃棄物を除く)	1014.95 t
	(今後実施する予定の取組) 加入済	
※事務処理欄		

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙の

とおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

8 ※欄は記入しないこと。